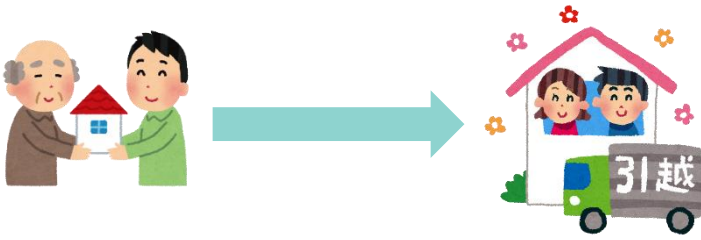


氷川町空き家バンク促進補助金（引越し補助）

空き家バンクを通じた契約締結



引越し補助が使えます！
引越し費の1/2 上限10万

町外から引越しされる方に限ります

- ① 空き家バンクをとおして賃貸借契約又は売買契約を締結
- ② 補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）
- ③ 引越し+住民登録
- ④ 事業完了報告を提出（支払が完了した領収書などの添付が必要です）
- ⑤ 補助金確定通知→補助金のお支払い

☑補助金申請の前にご確認ください☑

- 利用できるのは、町外から引越しをされる方に限ります
- 引越しは業者が行うもの限り、個人で行う場合のレンタカー代や燃料費は対象となりません
- 該当の空き家の住所へ住民票を移されたかどうか確認いたしますので、引越しと住民票の移動を完了させてから実績報告を行ってください

3 空き家引越し費補助	
概要	空き家への入居にかかる引越費用に対する補助金
対象者	売買契約又は賃貸借契約を締結し、新たに当該空き家に居住する（生活の拠点を移し住民登録を行う）町外からの移住者
補助率上限	対象経費の50% 上限10万円
対象外	・過去にこの補助金を利用した者（同一世帯の者を含む） ・3親等以内の親族との契約 ・補助対象者に滞納がある
申請	申請書（住民登録状況について確認することに同意）、誓約書、事業費の内訳が確認できる見積書の写し、契約書の写し、納税証明書
実績報告	事業完了報告書、事業の内訳が確認できる書類及び領収書の写し、引越し後の現状を確認できる写真
その他	・引越し業者を利用した際の実費額を対象経費とする ・契約締結から半年以内に申請しなければならない